

平成 25 年 4 月 1 日

## 公益社団法人への移行について

このたび、当協会は宮城県知事より「公益社団法人」の認定を受け、平成 25 年 4 月 1 日より「公益社団法人宮城県トラック協会」として新たに発足いたしました。

公益認定を受けることができる団体は、高い公益性を有することに加え、法が求める厳しい財務基準等を満たす必要があります。今般の認定は宮城県トラック協会が、国民生活を支えるライフラインとして東北地方の貨物輸送の約 9 割を担うトラック輸送産業の振興と発展を目的として、公益性の高い事業運営を行うことで、公益社団法人にふさわしいものと認められたと自負しております。

今後も公益社団法人としての公共的使命を果たすべく、多様化する社会のニーズに対応しつつ安定的な輸送力の確保と安心・安全で質の高い輸送サービスを提供できるよう積極的に事業活動を推進してまいりますので、引き続き関係各位のご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。